

**福井少年運動公園内移動販売車（キッチンカー）設置事業者
募集要項（令和 7 年度第 2 期）**

1 目 的

福井少年運動公園の利用者の利便性向上のため、軽飲食を提供（販売）する移動販売車を設置し営業する事業者(以下「設置事業者」という)を募集します。

2 設置場所等

名 称・所 在 地	設置予定場所	設置面積 ※	募集数
福井県福井少年運動公園 福井市福町 3－2 0	位置図のとおり	1 台 6 m（間口）× 3 m（奥行）以内 （複数台出店可能）	1 者

※面積には、移動販売車両、容器・ゴミ等回収ボックスなどの設置部分を含みます。

3 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者が応募資格を有します。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （２）政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者（第 2 項各号のいずれかに該当した者であつて、その事実があつた後 2 年を経過した者を含む。）であること。
- （３）福井県税の滞納がないこと。
- （４）法人にあつては福井県内に事業所を置いていること。個人にあつては福井県内で事業を営んでいること。
- （５）公的機関の発行する、福井市内にて有効な営業許可証を有すること。
- （６）営業許可証に記載された営業の種類が、移動店舗（自動車）による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業にかかるものであること。
- （７）生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）に加入していること。
- （８）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （９）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

参考 地方自治法施行令抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

- 第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

都市公園法第 5 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、福井県が移動販売車の設置を許可した事業者は都市公園内での制限行為を認める方法により行います。

(2) 設置事業者の種類等

位置図（A、B）におけるクレープ・パン類、ジュース類を中心とした軽飲食の販売

《注意》 ※① 販売品目には、幼児が飲食できるものを必ず含むこと（大人向けのみは不可）

※② 酒類の販売は不可

※③ 火気器具の使用は電気式のみ可

（公園内の電気コンセント使用希望の場合は、事前に要相談）

※④ 公園内の給排水設備は使用不可（キッチンカーの設備で対応）

※⑤ テーブル、いす類の持込みは不可

(3) 設置期間等

① 期 間：令和 7 年 8 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 （※期間の更新はありません。）

② 営 業 日：期間内の土・日・祝日に出店してください。

ただし、令和 7 年 12 月 29 日～令和 8 年 1 月 3 日は休園日です。
また、悪天候時(気象の状況等)においては、この限りではありません。
なお、公園貸切のイベント開催などで出店を調整する場合があります。

③ 営業時間：午前１０時～午後４時（原則）

（営業時間は、運動公園事務所と協議の上、延長・短縮ができるものとします。）

（４）使用料(福井県都市公園条例に基づく)

- ・設置面積にかかるもの 1,700円／㎡（年間）×設置面積(㎡)×8月/12月
 ※今回募集期間：8月1日～3月31日の8か月分として
- ・販売員にかかるもの 1人1日につき 510円
 ※条例改正により料金に変更された場合はその額が適用されます。

（５）必要経費の負担

移動販売車の設置および飲食物の販売に要するすべての経費は設置事業者が負担するものとします。

（ゴミ回収ボックスの設置・回収・処理等も設置事業者の負担です。）

（６）遵守事項

許可期間中は次の事項を遵守してください。

- ア 飲食物販売は設置事業者が自ら行うこととし、権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。
- イ 法律で禁止されている飲食物等の販売を行わないこと。
- ウ 販売価格は社会通念上に妥当な価格および標準小売価格以下の価格とすること。
- エ 商品管理、金銭管理など飲食物販売に係るすべてを設置事業者が行うこと。また、商品の衛生管理、賞味期限に十分注意するとともに、利用者に適切に対応すること。
- オ 回収ボックスに収納された容器・ゴミなどは、設置事業者の責任において回収し、適切に処理するとともに付近の清掃を行うこと。
- カ 搬入・搬出時間および経路などは、福井運動公園事務所の指示に従うこと。
- キ 調理に火気器具を使用する場合は、必ず消火器を設置すること。
- ク 関係法令等を遵守・徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は必ず手続等を行うこと。
- ケ 販売および商品の問合せなどの連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

（７）損害賠償

- ア 設置事業者は、その責めに帰すべき理由により、公園施設の全部または一部を滅失し、または損傷したときは、損害額を賠償しなければなりません。ただし、公園施設を原状に復旧した場合はこの限りではありません。
- イ 設置事業者は、設置場所の使用に当たり、福井県または第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- ウ 移動販売の実施に当たり、設置事業者またはその従業員に損害が生じても、福井県はその責めを負いません。

(8) 許可の取消し

許可した期間にかかわらず、次に掲げる場合は、福井県は許可を取り消すことがあります。
なお、許可を取り消した場合において、設置事業者が損害を被ることがあっても、福井県は責任を負いません。

ア 福井県において公用または公共用に供するため、必要が生じた場合

イ 許可の条件に違反する行為があると認めた場合。

ウ 設置事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

エ ア、イ、ウのほか、設置事業者の責に帰すべき事由により、福井県が許可を継続できないと認めたとき。

(9) 使用料の納付

使用料は福井県が発行する納入通知書により指定する日までに納付してください。

- ・設置面積にかかるもの…別途提出を求める「都市公園設置許可申請書」により許可した設置面積に基づいて算定した額を支払う
- ・販売員数にかかるもの…1 か月ごとの実績に基づく算定額を翌月に支払う

(10) 使用料の返還

4(8)アにより許可が取り消された場合、既に納付された使用料については、月割りにより返還します。

なお、4(8)イ～エのいずれかの理由により許可が取り消された場合、または設置事業者の自己都合により出店を取りやめた場合は、既納付使用料は返還しません。

(11) 原状回復

設置事業者は、出店日毎の営業終了後は、容器、ゴミ回収ボックスなどを撤去し、周辺を清掃して速やかに退出してください。

5 応募申込書の受付

(1) 提出先

〒918-8027

福井県福井市福町3-20

福井運動公園事務所 利用サービス課

TEL 0776-36-1542

(2) 提出方法

持参または郵送による。

※郵送の場合は、封筒に「移動販売車設置事業者応募申込書 在中」と朱書きして、
簡易書留または書留により送付してください。

(3) 受付期間

令和7年7月4日（金）午後5時まで 《必着》
（持参の場合は平日の午前9時～午後5時）

(4) 提出書類

- ① 福井少年運動公園内移動販売車（キッチンカー）設置事業者応募申込書提出票（様式第1号）
- ② 応募申込書および誓約書（様式第2号）
- ③ 販売品目一覧（様式第3号）
- ④ 出店実績調（様式第4号）
- ⑤ 移動販売車のパンフレットまたは写真
- ⑥ 福井県の全ての県税に滞納がない旨の証明書（※発行後3か月以内のもの）
- ⑦ 営業許可証（写）
- ⑧ 食品衛生責任者証（写）
- ⑨ 証明書類（※発行後3か月以内のもの）
法人の場合・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
個人の場合・・・住民票
- ⑩ 役員・社員名簿（法人の役員、営業車に配置する社員）（様式第5号）
- ⑪ PL保険証（写）

6 設置事業者の選定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者について、販売品目等を審査し、最も適当であると認めた者を設置事業者として選定します。
- (3) 設置事業者の選定は3月上旬を予定しています。

7 販売（制限行為）の許可

設置事業者に選定された者は、別途定める期日までに、「都市公園設置許可申請書」を福井運動公園事務所に提出し許可を受けてください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の選定を取り消します。

- ア 正当な理由なく、指定する期日までに許可申請の手続を行わなかった場合
- イ 設置事業者が応募者の資格を失った場合

8 届出および報告事項について

- ・出店日には営業開始前に、当日の販売員数を福井運動公園事務所に届け出て、人数分の販売員腕章を借用し、営業終了後は販売員腕章を返却してください。
- ・毎月の※売上数量を、翌月5日までに書面により福井運動公園事務所に報告してください。
（※売上数量の報告は、今後の出店者募集の参考とするためのものであり、使用料算定に関係するものではありません。）
- ・毎月の出店計画（営業日、営業時間）を前月の10日前までに福井運動公園事務所へ提出してください

9 その他

応募に必要な書類の様式（第1号～5号）のデータ配布を希望する方は、メールアドレス・連絡先を記入してFAXにてその旨ご連絡ください。

設置場所については、応募前に必ず現地において確認を行ってください。

なお、現地確認の際には職員が立会いますので、事前に連絡をお願いします。

10 問合せ先

福井県福井運動公園事務所 利用サービス課

〒918-8027 福井市福町3-20

TEL 0776-36-1542

FAX 0776-36-1542